

質 疑 応 答 書

事業名 呉市親と子のすこやかガイド官民協働発行事業

仕様書等の項目	質 問	回 答
<p>募集要領 7 申込書等の提出 (4) 提出書類</p>	<p>提案書（様式第2号）への記載に加えて、補足資料を添付しても良いですか。</p>	<p>補足資料を添付していただくことに問題はありません。</p>
<p>募集要領 1 1 その他 (4)</p>	<p>「事業者は、すこやかガイドの配布に際し第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応すること」とありますが、行政情報以外に、市より情報や写真等を提供していただいた場合、その責任も弊社が負うということですか。</p>	<p>市が事業者に提供した情報に係る苦情等に関しては、市がその責任を負うものとします。</p>
<p>募集要領 1 1 その他 (5)</p>	<p>不特定多数に配布される冊子を、回収・代替えることは極めて困難と考えますが、「広告主等の責めに帰する理由」とは、具体的にどういった場合を想定していますか。</p>	<p>「広告主等の責めに帰する理由」とは、事業者、広告主及び広告内容が法令等に違反しているとき等、著しく社会的信用を失墜するような行為があった場合を想定しています。 ただし、広告の掲載につ</p>

<p>別紙1 仕様書 3 規格等 (7)発行部数</p>	<p>各年度2,500部に広告掲載者への見本誌提供としての部数(各年度200部程度)は含まれますか。</p>	<p>いては、「呉市広告掲載取扱要綱」に基づき、市が審査を行いますので、極めて限定的な場合となると考えます。</p> <p>含まれております。</p>
<p>別紙1 仕様書 3 規格等 (7)発行部数</p>	<p>部数について「印刷するとき決定」とありますが、印刷用紙の手配の都合により、協定締結時に部数を確定していただくことは可能ですか。</p>	<p>協定締結時に部数を確定することは可能です。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。